

新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

新宮市立医療センター

1. 目的

本業務は、新宮市立医療センターのナースエイドを安定的に確保し、人材不足を解消するために、特定技能制度を利用した外国人ナースエイドの採用を目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業務名 新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務
- (2) 業務仕様書 「(別紙1) 新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 登録支援：契約締結日から令和9年3月31日
入国後支援：新宮市立医療センター就業後5年間
- (4) 提案上限額
令和8年度分：12,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記金額に渡航費用含む。
2年目以降：上限額は設定しないが、企画提案書に記載すること。

3. 実施形式 公募型プロポーザル方式による。

4. 参加資格要件等本プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人であること。
- ③ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ 国、和歌山県又は新宮市が措置する指名停止期間中にないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団その他反社会的団体でないこと又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ⑧ 過去5年以内に病院又は施設において同様の業務の経験を有する者を管理責任者として配置すること。
- ⑨ 次のいずれかの実績を有すること。
 - ・過去5年以内に許可病床数100床以上の国、独立行政法人国立病院機構、

国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第 31 条 に規定する厚生労働大臣が定めるものの開設する病院）において同様の業務を受託し、かつ、令和 8 年 3 月末時点において 1 年以上継続して履行した実績を有していること。

- ・新宮医療圏(新宮市及び東牟婁郡地域)の病院において同様の業務を受託した実績を有すること。

5. 選定スケジュール

公募型プロポーザルの開始	令和 8 年 4 月 21 日(火)
実施要領等に関する質疑の受付期限	令和 8 年 5 月 8 日(金) 17 時
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 5 月 22 日(金) 17 時
提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 3 日(水) 17 時
評価委員会（一次審査）	令和 8 年 6 月 5 日(金)
評価委員会（プレゼンテーションの実施）	令和 8 年 6 月下旬

6. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

配布期間 令和 8 年 4 月 21 日（火）～令和 8 年 5 月 22 日（金）

配布方法 病院ホームページに掲載

(2) 質疑の受付及び回答 実施要領等に係る質疑は「【様式 1】新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル質疑書」によるものとし、担当部署に電子メールにより提出すること。なお、提出後に必ず電話により受信確認を行うこと。

担当部署 新宮市立医療センター 庶務課

E-mail:shomukakari@hsp.shingu.wakayama.jp

電話：0735-31-3333

提出期限 令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時まで

回答方法 令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時までに病院ホームページに掲載

(3) 参加申込書等の提出

提出書類 【様式 2 - 1】新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託
プロポーザル参加申込書

【様式 2 - 2】同種・類似業務の履行実績

【様式 2 - 3】配置予定の管理責任者

※添付書類 様式内で指定するもの

提出期限 令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで

提出場所 新宮市立医療センター 庶務課

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部

備考 参加申込書提出者に対し、令和8年5月27日(水)までに参加資格結果を文書にて郵送する。

(4) 企画提案書類の提出

提出書類 提出書類の詳細は「(別紙2)新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル提案書作成要領」による。

提出期限 令和8年6月3日(水)17時まで

提出場所 新宮市立医療センター 庶務課

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部

7. 一次(書類)審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。なお一次審査を実施する旨の通知は行わないが、一次審査を実施しない場合は、その旨を文書により通知する。

(1) 実施日時 令和8年6月5日(金)(予定)

(2) 実施方法

① 一次審査は、提出された企画提案書等を基に書類審査を行う。

② 評価基準は「(別紙3)新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル評価基準」のとおり。

③ 審査の結果、上位5者程度を選出し、二次審査へ進む。

(3) その他 一次審査の結果確定後、企画提案書提出者全員に速やかに文書により通知するが、審査の課程は公表しない。

8. 二次(プレゼンテーション・ヒアリング)審査

(1) 実施日時等

実施予定 令和8年6月下旬

実施場所 新宮市立医療センター 6F 講義室

所要時間 プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング(質疑応答) 20分程度

(2) 実施方法

① プロポーザル参加事業者は、あらかじめ提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

② プレゼンテーションの順番は、原則、参加申込書の受付順とする。

- ③ プレゼンテーションの参加者は、プロポーザル参加事業者あたり5名以内とし、説明を分担することも可能とする。
- ④ プレゼンテーションの際には、病院所有の65インチディスプレイ(JN-V65UHD-U)、コンセントを使用してもよい。なお、使用を希望する場合は、プレゼンテーションの1週間前までに病院にメールにて連絡すること。ただし接続用のHDMIケーブル及びパソコン等はプロポーザル参加事業者が準備すること。
- ⑤ 受託候補者は、二次審査により総合的に評価し決定する。
- ⑥ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても二次審査を実施し、総合評価において60%以上の評価を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合に、当該プロポーザル参加事業者を受託候補者として選定する。
- ⑦ 評価委員会の評価委員は非公表とする。

(3) 評価項目

「(別紙3) 新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル評価基準」のとおり。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、各プロポーザル参加事業者に対し文書により通知する。
なお、審査結果等についての異議申立ては受け付けない。

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、新宮市立医療センターホームページにおいて公表する。
なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称

9. 契約に関する事項

本プロポーザルにより選定された受託候補者と病院とが協議し、委託業務の仕様を確定させたうえで契約を締結する。この場合において、協議が整わず契約の見込みがない場合、又は、受託候補者が契約締結までの間に「4. 参加資格要件等」を満たさなくなった場合は、次点者と協議を行うものとする。

なお、委託業務の仕様は本プロポーザルにおいて提案された内容を基本に、受託候補者と病院との協議により必要に応じて内容を変更したうえで年度ごとに契約を締結するため、契約内容、契約金額が本プロポーザル実施時に提出した提案書、見積額と異なる場合がある。契約及び手続は、新宮市契約規則（平成17年規則第46号）による。

10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 病院から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

- (3) 提出された書類の著作権は、提出したものに帰属し、病院は提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし病院が受託候補者の特定に必要な範囲において無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合には、新宮市情報公開条例（平成 17 年条例第 15 号）に基づき公開する場合がある。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案書類のすべてを無効とし、その者を失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件等」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領等に違反すると認められた場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- (4) 本実施要領で示した提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) 見積額が「2. 事業概要（4）提案上限額」に記載の上限額を超えている場合
- (6) 二次審査を正当な理由なく欠席又は遅刻した場合
- (7) 二次審査の評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (9) 前各号に定めるものの他、著しく信義に反する行為があった場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認める時は、プロポーザルの実施を停止、中止又は取り消すことがある。
- (4) 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに「【様式 4】新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル 辞退届」の提出により申し出ること。

13. 添付資料

- ①（別紙 1）新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託仕様書
- ②（別紙 2）新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル 提案書作成要領
- ③（別紙 3）新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル 評価基準
- ④（別紙 4）新宮市立医療センター 概要
- ⑤【様式 1】新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル 質疑書
- ⑥【様式 2 - 1】新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル 参加申込書

- ⑦ 【様式 2 - 2】 同種・類似業務の履行実績
- ⑧ 【様式 2 - 3】 配置予定の管理責任者
- ⑨ 【様式 3 - 1】 新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル
提案書（表紙）
- ⑩ 【様式 3 - 2】 見積書
- ⑪ 【様式 3 - 3】 業務スケジュール表
- ⑫ 【様式 4】 新宮市立医療センター 特定技能人材紹介・支援業務委託プロポーザル
辞退届

14. 問い合わせ及び提出先

新宮市立医療センター

〒647-0071 和歌山県新宮市蜂伏 1 8 番 7 号

電話：0735-31-3333

FAX：0735-31-3337

電子メール：shomukakari@hsp.shingu.wakayama.jp

担当者：庶務課長補佐 大居